

帯広市新総合体育館整備運営事業

実 施 方 針（案）

平成 27 年 9 月

帯 広 市

目 次

第 1 事業の基本的考え方	1
1 事業の基本方針	1
2 P F I 事業導入の考え方	5
第 2 特定事業の選定に関する事項	6
1 事業内容	6
2 特定事業の選定及び公表	10
第 3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	11
1 募集及び選定の方法	11
2 募集及び選定スケジュール（予定）	11
3 募集及び選定の手続き	11
4 応募者の参加資格要件	13
5 S P C の設立等	17
6 提出書類の取扱い	17
第 4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1 リスク分担の方法等	18
2 業務品質の確保	18
第 5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
1 敷地に関する各種法規制等	19
2 施設要件	19
第 6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
1 疑義対応	21
2 紛争処理機関	21

第 7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1 事業の継続に関する基本的考え方	22
2 継続が困難となった場合の措置.....	22
 第 8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	24
1 法制上及び税制上の措置	24
2 財政上及び金融上の支援	24
3 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱い.....	24
 第 9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	25
1 議会の議決	25
2 本事業において使用する言語、通貨単位等.....	25
3 応募に伴う費用負担.....	25
4 情報公開及び情報提供	25
5 問合せ先.....	25
 別紙 1 リスク分担表	27

第1 事業の基本的考え方

1 事業の基本方針

(1) 目的

現在の帯広市総合体育館（以下「現総合体育館」という。）は、昭和47年に供用を開始し、老朽化が著しい状況にある。また、現総合体育館は地震等災害時の指定避難場所となっているが、現状では十分な耐震性を備えていないことから、大規模な地震に対応するため、抜本的な耐震化の必要が生じている。

一方、平成23年に施行されたスポーツ基本法、また翌年以降、国や北海道において策定されたスポーツ基本計画等を踏まえ、地方自治体における地域のスポーツ環境整備が重要な課題となっている。さらに、多くの人が利用しやすいよう施設のバリアフリー化や、新たなスポーツ競技の受入環境の整備などの対応が求められている。

このため、市は、現総合体育館を建替え、新たな地域のスポーツ活動の拠点として整備することを予定している。

(2) コンセプト

「帯広市新総合体育館建設基本調査」、「帯広市新総合体育館建設基本計画」等を踏まえ、次の4つを新しい総合体育館の基本コンセプトとする。

ア 健康スポーツ都市宣言を推進する体育館

新しい総合体育館は、障害者を含む子どもから高齢者までを対象とする様々な教室・講座の開催の場とする。また、これらの市民向けの体力づくり、健康づくりの教室・講座開催の指導者を養成する場としての役割を担うとともに、市民の日常的な体力づくり、健康づくりのノウハウの提供や地域での身近な教室・講座情報の提供なども行っていく。

現総合体育館では、年間160日、ほとんど毎週末に大会が開催されている状況にあり、新しい総合体育館では週末を中心に同程度以上の利用が想定されるが、団体の利用が少ない平日の日中などを活用して、個人の体力づくり、健康づくりのための様々な教室・講座を開設していくことにより、施設の有効活用をはかっていく。

このような取組みにより、「健康スポーツ都市」の実現の一翼を担っていく。

イ 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」を推進する体育館

新しい総合体育館は、基本的にはスポーツをする人たちのための施設であるが、同時にスポーツ観戦を通じて、新たにスポーツをするきっかけをつくる場、元気やエネルギーをもらう場としての役割を担っていく必要がある。このため、障害者を含む子どもから高齢者まで、様々な人が訪れ、観戦できる環境を整える。

第六期帯広市総合計画、帯広市教育基本計画では、総合体育館を拠点とする総合型地域スポーツクラブの設立を計画している。総合型地域スポーツクラブは、市民の自主運営による住民参加型の会員制スポーツクラブであり、その指導者としてアスリートや競技団体が協力するものである。新しい総合体育館は、多くの競技団体が利用することから、これらの団体と総合型地域スポーツクラブとが連携して、市民が様々なスポーツにふれる機会を提供していくことが可能となる。

このような取組みにより、国が掲げるスポーツ立国戦略である「するスポーツ」「みる

スポーツ」「ささえるスポーツ」を実現する体育館を整備し、スポーツ基本法が求める地方の役割を担っていく。

ウ スポーツを通じた交流、にぎわいを創出する体育館

現総合体育館では、多くの大会が開催され、十勝管内はもとより、北海道内外から多くの選手や役員などが訪れている。今後においても一定規模の大会が開催可能な環境を整え、地域の屋内スポーツの中心地として整備していくものとする。

また、新しい総合体育館は、数千人が一堂に会する場としての利用が可能であることから、スポーツ施設としての機能を優先しつつ、スポーツを通じた交流とにぎわいの創出の場としても活用していく。

体育館の整備、運営にあたっては、スポーツ基本法の理念に則り、障害者を含む子ども、ベビーカー利用の親子連れ、高齢者などあらゆる人々が気軽に訪れ、利用できるよう配慮するものとする。

また、スポーツ利用以外の目的においても、身近に憩い・交流できる場とし、利用者に十分配慮した施設機能の整備や、安全で公正な運営と利便性を提供することにより、にぎわいの創出を実現する。

エ 管内町村との連携により圏域スポーツを推進する体育館

新しい総合体育館は、十勝レベル、全道レベルの大会を積極的に開催することにより、市内の競技者はもとより、十勝管内町村の競技者に日頃の練習の成果を発揮する場を提供していく。大会に参加する地元選手のほか、国内外から訪れるプロ選手等が活躍する姿を、管内の人たちが気軽に見ることができる機会を提供し、地域全体としてのスポーツ振興に貢献していく。

また、十勝管内では様々なニュースポーツが考案され、管内はもとより国内外に広がっているものもある。現総合体育館においては、帯広市で生まれたゴルゲートの大会を毎年開催しているが、管内のニュースポーツを紹介していくことも、圏域のスポーツ振興を担う役割と考える。

(3) 施設の担う役割

ア 日頃の練習や成果を発表できる施設

新しい総合体育館は、地域の人たちが集い、練習をし、その成果の発表の場、競いあう場としての役割を担う。

成果の発表の場、競いあう場（＝「するスポーツ」の場）としては、屋内競技を中心とした十勝レベルの大会の開催地として、現総合体育館の役割を引き継ぐとともに、近年盛んになってきているフットサルやハンドボールの公式大会など現総合体育館では対応できない新たなニーズを含め、一流の選手を招いた大会などが開催できる規模とする。

このため、主会場となるメインアリーナは各種競技に対応できる規模を確保する。また、メインアリーナとは別に、主に競技の練習利用を中心とするサブアリーナを整備する。さらに、大会に応じて必要となる選手の控室、役員室、放送室、更衣室、器具庫などの付帯施設を整備する。

新しい総合体育館は、大規模な全国大会や全道大会の開催場所としてもその役割を担うこととなるが、その際は、帯広の森の運動施設や近隣町村施設との連携により開催す

るなどし、過大な施設とならないよう留意する。

イ 身近な地域スポーツ、体力づくりができる施設

市民の日常的な軽運動は、これまで市内で展開してきた学校開放事業やコミュニティセンターといった活動の場を提供していく。新しい総合体育館は、これらの活動を助長し、「健康スポーツ都市」を実現するため、障害者を含む子どもから高齢者までの幅広い年齢層の利用者を対象に、ライフステージに応じ、身近な場所でスポーツに取り組むためのきっかけづくりとなる教室・講座を積極的に開催していく。

現総合体育館は、競技者利用や大会利用が中心であるが、新しい総合体育館は、個人利用者との共存を図るため、大会開催時以外にはメインアリーナの分割使用や保護者がスポーツをしている間に子どもたちが遊びながら体力づくりができるキッズコーナーを設置するほか、大会の開催時には選手・役員と観戦者との動線を区分し、それぞれが利用しやすい施設とする。

新しい総合体育館は、競技者が日常的に集うことから、競技者と市民がふれあい、スポーツ指導を受けたり、情報を得たりする場としての役割を担う。

また、現総合体育館と同様、帯広市体育連盟の事務局を担うほか、総合型地域スポーツクラブの事務室を設置し、地域住民を中心とする日常的なスポーツ活動の支援、他の総合型地域スポーツクラブや体育施設での教室などの取組みの情報交換・情報発信、地域においてスポーツを指導する人材の育成、一般利用者・競技団体・総合型地域スポーツクラブの共存・交流などが実践できる環境を整備する。

ウ 人々がふれあい、スポーツに興味をもてる施設

新しい総合体育館は、日頃スポーツに親しんでいない人も気軽に訪れることができるよう、くつろげるスペースを設けるほか、地域ではどのようなスポーツが盛んなのか、また国内外で活躍している選手の状況や地域で生まれたニューススポーツのことなど、スポーツに関する様々な情報が得られる場としての役割を担う。

また、プロスポーツ選手による子ども向け教室や、少人数利用もふまえたスポーツニーズへの対応など、スポーツを通じた人々のふれあいや、新たなスポーツへの興味・関心を持てる場の提供を促進していくために、多様な用途にも対応ができる施設構成とする。

また、「みるスポーツ」により、スポーツに興味をもってもらえるよう、メインアリーナには観覧席を設け、臨場感あふれるスポーツ観戦ができるようにするとともに、障害者を含む子ども、親子連れ、高齢者などあらゆる人々が、個人利用も含めて気軽に観覧できるよう、車いす利用者の専用スペースの設置のほか、段差や傾斜への配慮など、観覧する全ての人にやさしい施設とする。

エ 人・環境への配慮や災害時の避難に対応できる施設

新しい総合体育館は、段差の解消、スロープやエレベーターの設置、洋式トイレの設置等バリアフリー対応策を講じ、障害者を含む高齢者などに十分に配慮した、スポーツをする人もみる人も利用しやすい、人にやさしい施設とする。

また、二酸化炭素排出量の削減など、環境にも十分に配慮した施設整備をするとともに、地震等災害時の指定避難場所となっている現総合体育館の役割を引き継ぎ、十分な耐震性を備えた建物として、防災備蓄倉庫や非常用電源設備等を整備する。

オ 立地環境を活かした施設

新しい総合体育館は、野球やサッカーのほか、ジョギングやサイクリングに利用されている河川敷運動施設との相乗効果を発揮するため、河川敷運動施設にアクセスできるようにするとともに、屋内外の体育施設の連続性を活かした教室を開催していく。

また、現総合体育館に隣接する啓北公園は、現在、パークゴルフ場としての利用はほとんどないものの、芝生や樹木による緑の空間が形成されている。新しい総合体育館は、現総合体育館と啓北公園を合わせた敷地内に整備するが、その際においても利用者の休憩・交流の場、地域住民の憩いの場として公園を確保する。

また、十勝川水系河川緑地との運動性に配慮し、緑のなかに立地する体育館として整備する。

さらに、現総合体育館敷地は、十勝・帯広の発展に深く関わってきた場所であり、地域の歴史を語る碑や解説板などが設置されている。これらを踏まえた施設配置をしていくとともに、国道が交差する立地であることから、地域が目印・象徴となる施設として整備する。

(4) 施設のめざす方向性

ア 個人利用の促進

現総合体育館は、年間 160 日、週末を中心に大会や団体による競技練習が行われている。また、トレーニング室の利用は、競技者による筋力トレーニングの利用が中心となっている。

新たな総合体育館においては、市民の健康維持・増進や子どもたちの心身の健全な発達のため、個人が気軽に訪れ、軽運動や遊びを通じたからだづくりなどに取り組むことができるよう、施設の整備、教室・講習会の開催などを工夫したい。

また、現総合体育館は段差が多く、障害者や高齢者が利用しづらいため、ユニバーサルやバリアフリーの考え方を取り入れ、幅広い層が利用しやすい施設としたい。

イ 子育て環境の充実

本地域は、年間の晴天日数が多いものの、冬期間を中心に子どもたちが屋内で遊べる施設は多くはない。

新たな総合体育館は、屋外に公園を整備することとしているが、屋内にも子どもたちが遊びながらからだづくりができる施設を整備するとともに、保護者が運動している間、安心して子どもたちが遊べるスペースを確保するなど、子育てを支援する施設整備としたい。

ウ 障害者スポーツの推進

帯広の森市民プールなど市内の体育施設では、障害者と健常者が隔てなく、ともにスポーツする姿が見られる。障害者の利用を意図した施設整備が必要であると同時に、障害者と健常者がふれあい、ともに汗を流す教室や講習会、さらには大会の開催についても意を用いた施設整備や事業展開をすることにより、障害者と健常者が自然にふれあい、お互いに助け合う場として、心のユニバーサルを育む場として運営していきたい。

2 PFI事業導入の考え方

(1) PFI事業導入に至る経過

市では、新しい総合体育館の整備運営に取り組むにあたり、その手法のひとつとしてPFI（Private Finance Initiative）事業の導入の可能性を検討した。

新しい総合体育館は、現総合体育館では担えなかった障害者を含む子どもから高齢者まで、個人を含めた幅広い利用を促し、これまでスポーツに疎遠だった市民にも気軽に楽しく、スポーツにふれてもらうことをめざしている。このためには、施設面の工夫のみならず、市民が新しい総合体育館に足を運んでもらえる工夫を継続していく必要がある。市民のニーズを捉えながら、効果的にスポーツにふれる教室・講座やイベントを仕組んでいく必要がある。

このため、民間の自由な発想を活かすPFI事業を導入することにより、その可能性を広げることができるものと判断した。

また、PFI事業は、施設整備に係る経費を延べ払いとすることにより、建設当初段階の財政負担を軽減することが可能となることも、判断材料とした。

一方で、長期間にわたり、新しい総合体育館の運営を民間事業者に委ねることとなるが、その監視にあたっては、法に定める契約、協定によりの確に行うことが必要である。これまでの指定管理者制度で経験し、積み重ねてきたモニタリングの手法も取り入れ、継続的に監視していく。

(2) 事業者提案に期待する方向

市では、PFI事業を導入することにより、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを技術面、経営面において積極的に活用し、新しい総合体育館の設計、建設、維持管理及び運営において、より効率的かつ質の高い公共サービスの提供がはかられることを期待している。公共サービスの提供にあたっては、市がめざす新しい総合体育館像を十分理解し、日常的に市と情報を共有しながら取り組むことを求める。

本事業では、新しい総合体育館の基本コンセプト、施設の担う役割の考え方にに基づき、特に前項「(4) 施設のめざす方向性」に記述した3点において、民間事業者の能力の発揮を期待している。

第2 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

帯広市新総合体育館整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設の管理者

帯広市長 米沢 則寿

(3) 事業の内容

ア P F I 事業の対象施設

対象施設（以下、これらを総称して「本施設等」という。）

- ・新総合体育館建物
- ・外構（敷地内の植栽、歩道、駐車場、駐輪場等）

イ 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（（平成11年法律第117号）以下「P F I 法」という。）の規定に基づき実施するものとし、事業方式は、同法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が本施設等の設計及び建設を行い、市に本施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（B T O : Build-Transfer-Operate）とする。

なお、維持管理・運営にあたっては、選定事業者が設立する特別目的会社（S P C : Special Purpose Company）を指定管理者として、指定するものとする。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成52年（2040年）3月31日までとする予定である。（維持管理・運営期間は20年を予定）

エ 選定事業者が行う業務

選定事業者が行う主な業務は、以下のとおりを想定している。

なお、具体的な業務の内容及び詳細については、本事業の業務要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）を参照すること。

(ア) 施設整備業務

- a 事前調査業務及びその関連業務
- b 体育館建物及び外構（敷地内の植栽、歩道、駐車場、駐輪場等）の設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- c 体育館建物及び外構（敷地内の植栽、歩道、駐車場、駐輪場等）の建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- d 既存施設の解体・撤去業務

- e 備品等調達・設置業務
- f 工事監理業務
- g 開業準備業務

(イ) 維持管理業務

- a 清掃業務
- b 警備業務
- c 建物設備・機器保守点検・修繕業務
- d 敷地内植栽の剪定及び草刈業務
- e 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪業務
- f 検針メーターの確認と業務に関する記録の作成
- g 照明設備等の交換
- h 一般・産業廃棄物処理業務
- i 仕器備品管理（事務用品の管理を含む）

(ウ) 運営業務

- a 利用料金の設定業務
- b 使用許可等に係る業務（料金減免の申請受付及び通知）
- c 利用案内・受付業務
- d 利用者に対する助言・指導・相談業務
- e 優先予約受付の総合利用調整業務
- f スポーツ用具等の備品管理業務
- g 広報・宣伝業務（パンフレット等の作成を含む）
- h 利用者の統計記録と報告業務
- i スポーツ振興事業（個人向け教室・講座の開催、体育団体等の事務局支援、大会の誘致・開催、管内ニュースポーツの振興、障害者スポーツの振興、子どもの体力づくり等）
- j 苦情処理、調査、視察対応等業務
- k 災害時対応業務
- l エネルギーマネジメント業務
- m 遺失物等の取扱い業務
- n 附帯事業（飲食・物販業務、広告掲出業務）
- o 自動販売機の設置・管理業務
- p 自主提案事業（余剰地の活用を含む）

オ 市が行う業務

市が実施するものは、以下の業務を予定している。

そのほか、市と選定事業者の役割分担については、別途募集要項等に示す。

(ア) 施設整備業務

- a 用地確保業務（啓北公園等国有地の借用、買収・取得）
- b 許認可の取得（都市計画決定等、事業実施に係るもの）
- c 公園の設計・整備業務

(イ) 維持管理業務

- a 大規模修繕業務

(ウ) 運營業務

- a スポーツ振興事業（スポーツ団体の育成等）
- b 広報・宣伝業務（選定事業者が行うスポーツ振興事業の広報紙掲載等）
- c 災害時対応（避難所としての対応時）

カ 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 市からのサービス対価

市は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は次のとおりである。

a 施設整備の対価

本施設等の整備に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業契約において予め定める額を割賦方式により、選定事業者を支払う。

b 開業準備の対価

本施設等の開業準備に要する費用で、事業契約において予め定める額を本施設等の供用開始後に一括して選定事業者を支払う。

c 維持管理・運営の対価

本施設等の維持管理・運営に要する費用のうち、利用者から得る利用料金収入相当額及び光熱水費を除く部分で、選定事業者の提案金額を基に、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額である。市への本施設等引渡し後、事業期間終了までの間、毎月または四半期（3か月）ごとに支払う。

d 維持管理・運営に要する光熱水費

本施設等の維持管理・運営に要する費用のうち、光熱水費に相当する額で、選定事業者の提案金額を基に、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額である。市への本施設等引渡し後、事業期間終了までの間、毎月または四半期（3か月）ごとに支払う。

(イ) 利用者から得る収入

a 利用者から得る利用料金収入

個人利用料金、専用利用料金、貸室料金、ロッカー・シャワー料金である。

※市は、選定事業者を本施設等の指定管理者に指定し、利用料金は直接、選定事業者の収入とすること、またその場合の利用料金の額は、市が条例で定める利用料金額を上限として、市の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

b 付帯事業収入

c 自動販売機収入

d 自主提案事業収入

※付帯事業及び自主提案事業の範囲、自動販売機設置に係る要件は、要求水準書（案）等に示す。

キ 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

ク 事業スケジュール（予定）

新総合体育館建物は、現総合体育館と隣接する啓北公園を合わせた敷地内に建設する。なお、建設期間中は、極力、現総合体育館を使用しながらの施工とする。

事業契約の締結は平成 29 年 3 月とし、施設の完成・供用開始は平成 31 年度中を目途とする。

ケ 本事業の実施に関する協定等

市は、P F I 法に定める手続きに従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。なお、詳細については、募集要項公表時に示す。

（ア）基本協定

市は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

（イ）事業契約（仮契約）

（ウ）事業契約（本契約）

市は、基本協定締結を経て、選定事業者が設立する S P C との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた事業契約を締結し、S P C は、募集要項、選定事業者が提案した事業内容及び事業契約書の定めるところにより本事業を実施する。

コ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、選定事業者は、本施設等を募集要項等に応ずる良好な状態で市に引き継ぐこと。

建物竣工時においてはライフサイクルを 70 年間とした長期修繕計画を策定し、市に提出する。その後、事業期間終了 2 年前には施設の状況についてチェック・評価を行ったうえ、上記計画の時点修正を行い、報告書を市に提出する。

サ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ホームページにおいて公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、選定事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、市のホームページにおいて速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

市は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者を選定する。選定にあたっては、事業提案、技術提案、価格提案、地元経済への配慮等の内容を総合的に審査し、その評価の高い者の順に契約交渉権を付与する公募型プロポーザル方式によることを予定している。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

選定事業者の募集及び選定スケジュールは、以下を予定している。

平成28年2月～3月	実施方針、要求水準書（案）の公表
	実施方針等（募集要項素案を含む）説明会
	実施方針等に関する質問及び意見の受付・回答の公表
平成28年4月	特定事業の選定及び公表
	募集要項の公表（要求水準書等の公表）
平成28年5月～6月	募集要項等に関する質問の受付・回答
平成28年6月	資格確認申請書の受付締切
	資格審査結果の通知
平成28年7月	応募者との対話
平成28年8月	審査資料（提案書）の提出締切
平成28年10月	優先交渉権者の決定及び公表
	基本協定の締結
平成28年12月	債務負担行為の議決
平成29年1月	仮契約の締結
平成29年3月	事業本契約の締結

3 募集及び選定の手続き

（1）実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催

実施方針、要求水準書（案）に関する説明会、現地見学会を平成28年2月または3月に開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

（2）実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見については、説明会の時期に合わせ受け付ける。

（3）PFI事業審査委員会の設置

民間事業者の選定に際しては、学識経験者等の外部委員と市の職員とにより構成される「帯広市新総合体育館整備運営事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査資料に関する審査基準の審議及び民間事業者から提出された応募書類の審査・評価等

を実施する。

なお、委員の氏名等については、優先交渉権者の決定後公表する。

(４) 募集要項の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、本事業に係る募集要項について、市ホームページにおいて公表する。

(５) 質問の受付及び回答の公表

市は、募集要項等に関する質問を受け付け、その回答を市ホームページにおいて公表する予定である。ただし、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(６) 資格確認申請書の受付

募集に応募しようとする民間事業者は、募集要項に定めるところにより、資格確認申請書等必要な資料を提出する。

(７) 資格審査結果の通知

市は、資格確認申請書等を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。参加資格があると認められた応募者は、審査資料を提出することができる。

(８) 審査資料の受付

審査資料の提出資格があると認められた応募者は、募集要項の定めるところにより、本事業を実施するための審査資料（提案書）を提出する。

(９) 優先交渉権者の選定

市は、審査資料を提出した者を対象に、審査委員会における審議の結果を踏まえ、審査資料を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(１０) 審査結果の通知及び公表

市は、提案を総合的に評価した結果について、審査資料を提出した各応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載等により公表する。

4 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、「第2・1・(3)・エ・選定事業者が行う業務」に掲げる業務（以下「本業務」という。）を実施することを予定する複数の企業によって構成されるものとする。

応募者を構成する企業は、SPCに出資をする企業（以下「構成員」という。）と出資をしない企業（以下「協力企業」という。）に区分する。また、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。

イ SPCへの出資については、以下の要件を満たすこととする。

(ア) 構成員である株主の議決権の合計が、SPCの株主総会における全議決権の3分の2を超え、かつ他の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。

(イ) 上記(ア)により、構成員が保有する株式は、本事業の事業契約が終了するまで保有することとし、市の承諾がない限り、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

ウ 応募者は、応募にあたり、構成員及び協力企業それぞれが、本業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。また、本事業の実施に際し、本業務以外の業務を担う企業を提案することは可能とするが、その場合は、具体的な役割を明らかにすること。

なお、応募者の構成員のうち1者が本業務に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとする。また、業務範囲を明確にしたうえで構成員または協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。ただし、同一の者または資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務を実施することはできないものとする。

エ 代表企業、構成員及び協力企業の変更は認めない。

オ 構成員及び協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員または協力企業となることは認めない。

カ 構成員及び協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募者の構成員または協力企業となることは認めない。

キ 上記ウ及びカにおいて、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が他の会社の役員を兼ねている場合の会社をいう。

ク 市と本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が、応募者の構成員として参加していないこと。

なお、本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業は次のとおりである。

- ・みずほ総合研究所株式会社（所在地：東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 1 号）
- ・株式会社石本建築事務所（所在地：札幌市中央区南 1 条西 2 丁目 5 南一条 K ビル）
- ・西村あさひ法律事務所（所在地：東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号）

（２）応募者の参加資格要件

ア 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

次のいずれにも該当しないこと。応募にあたっては、該当しないことを証する書類の提出を求めることがある。（第三者の証明書や自己申告書の提出。詳細については、募集要項で示す。）

（ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

（イ）資格確認申請書の受付締切日から審査資料の提出締切日までの間において、帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領に基づく指名停止措置を受けている者

（ウ）手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

（エ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められる者（子会社・親会社を含む）

（オ）資格確認申請書の提出時点において、市税、消費税及び地方消費税を滞納している者

（カ）帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係事業者、または、第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

（キ）法人でない者

（ク）その他、P F I 法第 9 条各号のいずれかに該当する者

イ 構成員の参加資格要件

構成員は、次の要件を満たすものとする。ただし、(イ)、(ウ)の要件については、少なくとも代表企業が該当することとする。応募にあたっては、要件を満たすことを証する書類の提出を求めることがある。詳細については、募集要項で示す。

(ア) P F I 事業の経験があるか、またはその知識の習得・ノウハウの収集等の取組みがあること

(イ) 定期的な役員会等を開催していること

(ウ) 人事・給与等に関する規定を設けていること

ウ 個別の参加資格要件

構成員または協力企業は、それぞれの業務において、以下に示す要件を満たすこと。

建設業務を担う者及び運營業務を担う者は、それぞれ少なくとも1者は構成員であることを要する。また、各業務において、少なくとも1人以上が構成員または協力企業であることを要する。

(ア) 設計業務を担う者

設計業務を担う者は、以下の全ての要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、a 及び b の要件については全ての者がいずれにも該当し、c の要件は1人以上が該当することとする。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者
- b 平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（設計委託：建築設計）」に登録されている者
- c 平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延床面積 2,000 m²以上の体育館または体育施設の新築工事の実施設計実績（元請に限る。）を有している者

(イ) 工事監理業務を担う者

工事監理業務を担う者は、以下の全ての要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、a 及び b の要件については全ての者がいずれにも該当し、c の要件は1人以上が該当することとする。

- a 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者
- b 平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（設計委託：建築設計）」に登録されている者
- c 平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延床面積 2,000 m²以上の体育館または体育施設の新築工事の工事監理実績を有する者

(ウ) 建設業務を担う者

建設業務を担う者は、以下の全ての要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、以下に示す a、b 及び c の要件については全ての者がいずれにも該当し、d の要件は 1 者以上が該当することとする。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者
- b 平成 27・28 年度「帯広市競争入札参加資格者名簿（工事）」に登載されている者
- c 上記 a の建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たす者または、上記 b における建設工事格付けが A ランクの者
 - ・ 建築一式工事 900 点以上
 - ・ 土木一式工事 900 点以上
 - ・ 電気工事 800 点以上
 - ・ 管工事 800 点以上
- d 平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に完了した建設業務で、延床面積 2,000 m²以上の体育館または体育施設の新築工事の建築主体工事の施工実績（元請）を有する者。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該企業体のなかで最大の出資比率を有する者であること

(エ) 維持管理業務を担う者

維持管理業務を担う者は、平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に、5 年以上の公共施設維持管理業務（清掃、警備等維持監理業務において主要となる業務）実績を有する者とする。

なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも 1 者以上が上記の要件を満たしていることとする。

(オ) 運営業務を担う者

運営業務を担う者は、平成 13 年 4 月 1 日から資格確認申請書の受付締切日までの間に、5 年以上の体育施設運営業務（スポーツ教室・講習会、大会の開催等運営業務において主要となる業務）実績を有する者とする。

なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも 1 者以上が上記の要件を満たしていることとする。

(3) 地元経済への配慮

構成員及び協力企業には、可能な限り帯広市内に本店または受任先の支店、営業所を有する者を加えるよう努めるとともに、工事開始から運営業務期間終了までの間、必要な資器材、飲食物、消耗品等を調達する際、または人材を雇用する際は、帯広市内から調達、雇用するなど、市内企業の育成や地元経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

5 S P Cの設立等

選定事業者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社としてS P Cを設立する。当該S P C は、帯広市内に本店を置き、事業契約期間中は継続して帯広市内に本店を置くものとする。

なお、当該S P Cは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額であることとする。また、株式を公開しない閉鎖会社とするともに、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。なお、役員等の選任にあたっての留意事項は、募集要項等で示す。

6 提出書類の取扱い

（１）著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、市が公表、展示、その他本事業に関して必要と認める範囲において、市はこれが無償で使用するができる。

なお、選定に至らなかった応募者の提出書類については返却しないものとする。

（２）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべてまたは一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者とのリスク分担は、原則として別紙によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、募集要項等において示し、詳細については、事業契約書において定めるものとする。

(3) リスクが発生した場合の費用負担の方法

市または選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが発生した場合に生じる費用は、その責任を負う者が負担することを原則とする。また、市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが発生した場合の費用負担の方法については、募集要項等において示し、詳細については、事業契約書において定めるものとする。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書（案）として提示する。

(2) 選定事業者による業務品質の確保

選定事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書（案）に示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については、事業契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

事業用地	帯広市大通北1丁目
地域地区	第二種住居地域・近隣商業地域 啓北公園は、都市計画公園（近隣公園）
土地の所有	市有地 現啓北公園のうち、約 2/3 については国有地であることから、建設着手までに市が購入または借用を予定
敷地面積	約 25,000 m ²
法定建ぺい率	第二種住居地域 60% 近隣商業地域 80%
法定容積率	第二種住居地域 200% 近隣商業地域 300%

2 施設要件

本施設等の構成は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書（案）に示す。

区分		概要
新体育館規模		建築面積:8,000 m ² 程度 延床面積:12,500 m ² 程度
競技・イベント機能	メインアリーナ	・ バスケットボールコート3面(フットサルコート2面) 約 3,000 m ² (66m×46m)程度 ・ 大会開催時以外は、可動間仕切りで分割使用可能 ・ 収納可能な移動式ステージを導入
	サブアリーナ	・ バスケットボールコート1面 約 1,000 m ² (44m×22m)以上 ・ 日常のスポーツ利用が主体
	ランニングコース	・ 走路幅 3.0m程度
	更衣室、選手控室(シャワー室)	・ 更衣室兼選手控室:2室各 100 m ² 程度 大会の規模等により対応可能な可動壁の採用
	器具庫	・ メインアリーナ:400 m ² 程度 ・ サブアリーナ:100 m ² 程度
	役員室、放送室	・ 役員室:50 m ² 程度(会議室・研修室と兼用) ・ 放送室:50 m ² 程度
	アーチェリー練習場	・ 可動式観覧席収納時に利用
	武道場(剣道・柔道)	・ メインアリーナやサブアリーナと兼用

区分		概要
観覧機能	メインアリーナ	・ 1階、2 階に観覧席 3,500 席程度を設置(来賓席、車椅子席設置)
	サブアリーナ	・ 車椅子も利用できるギャラリー(幅 2m程度)を設置
健康増進・ 交流機能	トレーニング室、 相談室	・ 400 m ² 以上 ・ 競技者・一般利用者ともに対応 ・ 障害者を含む初心者、高齢者に対応できる設備(筋力トレーニングと軽器具運動の併存)
	スタジオ (多目的室)	・ 200 m ² 程度 ・ エアロビクス、ダンス、ヨガなど多目的に利用
	幼児室・キッズ コーナー	・ メインアリーナ:20 m ² 程度 ・ サブアリーナ:50 m ² 程度 ・ エントランスホールにキッズコーナーを設置
	談話室・ラウンジ	・ 100 m ² 程度 ・ 体育館利用者以外も利用
管理・ サービス 機能	エントランス ホール・ロビー	・ スポーツに関する資料展示など情報発信・情報収集機能をもつオープンスペース
	会議室・研修室	・ 180 m ² 程度 ・ 一部は、有効利用をはかるため、役員室と兼用
	その他	・ 医務室、管理関係諸室、バリアフリー対応多機能トイレ、エレベーターなど ・ 管理事務室と総合型地域スポーツクラブの事務室を設置
防災機能	防災備蓄倉庫、 非常用電源設備	・ 200 m ² 程度
駐車場	—	・ 一般車両 300 台程度、大型バス 10 台程度 (車椅子利用者等に配慮) ・ 臨時駐車場として十勝川河川緑地への利用を河川管理者と協議中

第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

市が募集及び選定の手続きにおいて配布した一切の資料、さらに当該資料に係る質問回答書及び民間事業者が提出した提案書、並びに市と民間事業者業との間で締結された協定書等の解釈について疑義が生じた場合は、市と民間事業者は、本事業の円滑な継続を前提として、誠意を持って協議のうえ、解決をはかるものとする。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

選定事業者がSPCを設立する際には、SPCの設立等により出資企業から独立し、倒産の影響を受けないようあらかじめ措置を講じることとする。SPCの役員についても、出資企業の直接的な影響を受けないよう構成する。

また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出を求め、その実施を求める。この場合において、選定事業者が当該期間内に改善または修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定を取り消すことができる。

イ 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定を取り消すことができる。

ウ 上記ア、イのいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき選定事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定の取り消しを求めることができる。

イ 上記アの規定により選定事業者が事業契約を解除した場合は、選定事業者は、生じる損害について、市に対して賠償を求めることができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他市または選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定を取り消すことができ、選定事業者は、事業契約を解除し、または指定管理者の指定の取り消しを求めることが出来る。

ウ 上記イの規定により事業契約が解除される場合の市または選定事業者に生じる損害についての取扱いは、募集要項等で示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

- (1) 現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。
- (2) 市は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

- (1) 財政上及び金融上の提案については応募者が自らのリスクで実行することとする。

3 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱い

- (1) 本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の出融資の対象事業であり、応募者は自らの責任において、当該出融資を利用することを前提として応募することができる。
- (2) 市としては、機構の出融資を確約するものではなく、機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接機構に問い合わせること。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を平成 28 年 12 月の帯広市議会定例会に、契約に関する議案、本施設等の設置・管理条例に関する議案及び指定管理者の指定に関する議案を平成 29 年 3 月の帯広市議会定例会にそれぞれ提出することを予定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

場所	帯広市教育委員会生涯学習部スポーツ振興室
所在地	〒080-8670 北海道帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地
TEL	0155-65-4210
FAX	0155-23-6142
E-mail	sports@city.obihiro.hokkaido.jp
URL	http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shougaigakusyubu/supo-tusinkousitsu/taiikukan.html

別紙１ リスク分担表

リスク負担者が市及び選定事業者の両方となっているリスクについては、それぞれの具体的な負担割合を事業契約書(案)で示す。

(凡例：「○」主たる負担者、「△」従たる負担者)

段階	リスクの種類		概要	リスク分担	
				市	民間
共通	募集要項等リスク		募集要項等の誤り、手続きの誤りに関するもの	○	
	契約リスク		市の責に帰すべき事由により事業契約が結べない場合	○	
			選定事業者の責に帰すべき事由により事業契約が結べない場合		○
			上記以外の事由によるもの	○	○
	制度関連リスク	法制度リスク	本事業に直接関係する法令（税制度を除く）の変更、新設に伴うもの	○	
		許認可遅延リスク	市が取得すべき許認可の取得・遅延に係るもの	○	
			選定事業者が取得すべき許認可の取得・遅延に係るもの		○
		税制度リスク	法人の利益に係るもの（収益関係税、外形標準課税等）の変更に伴うもの		○
			消費税の変更に係るもの	○	
			上記以外の変更に係るもの	○	
	社会リスク	住民対応リスク	本件施設の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に係るもの	○	
			上記以外に起因するもの		○
		環境問題リスク	予定地から有害物質等が発見された場合	○	
			選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの		○
		第三者賠償リスク	調査・建設・運営段階において第三者に及ぼした損害に係るもの		○
	債務不履行リスク	選定事業者の責めによるもの	選定事業者の事業放棄・破綻によるもの、選定事業者の提供するサービスが定められた条件を満たさない場合等		○
		市の責めによるもの	市の責により、選定事業者の提供するサービスが定められた条件を満たさない場合等	○	
			市の債務不履行または当該サービスが不要となった場合	○	
	スポーツルール変更リスク		公式試合のルール変更等に伴い、市が指示した備品の更新に伴うもの	○	
			公式試合のルール変更等に伴うライン等の変更に伴うもの		○

段階	リスクの種類		概要	リスク分担	
				市	民間
共通	金利リスク		金利確定日以前における金利変動	○	
			金利確定日以降における金利変動		○
	不可抗力リスク		戦争、地震、台風、風水害等	○	△
	談合等リスク		選定事業者による談合等		○
計画段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○
			市側の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	○	
	測量・調査リスク		埋蔵文化財調査に関するもの	○	
			地中障害物のために必要となった費用の負担及び工期の延長	○	
			市が実施した測量・調査に関するもの	○	
			選定事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計リスク		市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づく変更によるもの	○	
			選定事業者・請負会社の指示、判断の不備		○
	応募リスク		応募費用の負担		○
	資金調達リスク		市が資金を確保できないことによる支払の遅延不能の場合	○	
			選定事業者が必要とする資金を確保できない場合		○
建設段階	建設リスク	工事遅延リスク	選定事業者の責めにより工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合（ただし、市の要求による設計変更等により遅延する場合は除く）		○
			市の要求による設計変更等により遅延する、または完工しない場合	○	
		工事監理リスク	工事監理に関するもの		○
		建設資材リスク	シックハウス等の建築資材に起因する病気の発生等		○
	工事費増大リスク		市の指示に起因する工事費の増大	○	
			上記以外の要因による工事費の増大		○
	性能リスク		要求性能不適合（施工不良を含む）		○
	施設損傷リスク		選定事業者が施設を市に引渡す前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
	物価変動リスク		事業契約に定める一定範囲内のインフレ・デフレに関するもの		○
			事業契約に定める一定範囲を超えるインフレ・デフレに関するもの	○	

段階	リスクの種類		概要	リスク分担	
				市	民間
維持管理・運営段階	支払遅延・不能リスク		市のサービス購入料の支払い遅延に関するもの	○	
	計画変更リスク		市の指示による事業内容の変更に関するもの	○	
	維持管理リスク	性能リスク	要求水準不適合（施工不良が原因による場合を含む）		○
		施設瑕疵リスク	瑕疵担保期間中に施設に瑕疵が見つかった場合		○
			瑕疵担保期間が終了した後に施設に瑕疵が見つかった場合	○	
		維持管理コストリスク	市の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大及び維持管理費の減少	○	
			上記以外の要因による維持管理費の増大（物価・金利変動によるものは除く）		○
		光熱水費リスク（※1）	燃料・光熱水費の単価変動による費用の増加	○	△
		施設損傷リスク	施設の劣化によるもの		○
			選定事業者の責めによる施設の損傷		○
			第三者の責めによる施設の損傷	○	
		備品更新リスク（※2）	選定事業者の責めによる備品の損傷		○
			第三者の責めによる備品の損傷		○
		修繕費増大リスク	利用者の増加に伴い点検や修繕が増加した場合		○
	運営リスク	性能リスク	要求水準不適合によるもの		○
		需要リスク	予想に反する利用者数の増加により運営費や業務量が増加した場合		○
			予想に反する利用者の減少や料金収入の減少（※3）	△	○
			民間提案事業や民間収益施設事業の利用者の減少や料金収入の減少		○
		盗難リスク	選定事業者の警備及び管理不備によるもの		○
			上記以外のもの	○	
		情報流出リスク	選定事業者の責めによる個人情報等の流出		○
			市の責めによる個人情報等の流出	○	
		利用者損害リスク	選定事業者の責めによる損害		○
			第三者の責めによる損害	○	
		災害時運営中断リスク	災害時に体育館が避難所となることで、スポーツ施設として運営を継続することができない場合（選定事業者の責めに起因する場合を除く）	○	
		終了手続リスク	引渡し時の施設性能の低下及び終了手続に際しての諸費用の発生		○

※１ 光熱水費リスクについて

光熱水費については、本市における指定管理者制度においては、市が事業者募集時に光熱水費基準額を市が示し、運営期間開始後、単価変動により基準額に比較し 20%以上の増額があった場合は、20%を超える部分について市が負担し、また、20%以上の減額があった場合は、20%を超える部分について事業者が市に対し、サービス購入料を返還することとしている。本事業においても同様の考え方をを用いるが、詳細については、要求水準書（案）に示す。

※２ 備品更新リスク

現行指定管理者制度において、備品の更新については、建築設備の一部として備え付けるものは市負担を原則としている。その他、市が指定する特定の備品についても市負担とすることを原則としている。当該備品の維持管理や修繕についてはサービス購入料に含めている。本事業においても同様の考え方をを用いるが、詳細については、要求水準書（案）に示す。

※３ 利用者等から得る収入に関するリスク

（１）利用料金収入（個人・専用使用料金、貸室料金（機器使用料）、ロッカー・シャワー料金）

市が条例で定める額を上限に事業者が決定する。ただし、幼児・小中学生の個人使用料は無料とするほか、高校生、65歳以上高齢者の個人使用料はおとなの使用料の半額としている。また、小・中学生、高校生の団体による専用使用は一般専用使用料金よりも低い設定をしている。

料金設定に制限があることから、需要リスク対応として、無料としている小中学生の個人使用料については、サービス購入料として市が負担することを原則とする。

（２）受講料収入（事業者が実施するスポーツ等の教室の受講料）

市が求める市民向け健康増進、スポーツ振興の事業として実施する教室、講座の範囲、料金設定の考え方については、要求水準書（案）に示す。

当該教室、講座の開催のために使用する諸室の使用料は無料とする。

これらの教室、講座の開催により事業者が得る受講料等は、事業者の収入とし、当該年度または翌年度以降のスポーツ振興事業の経費のほか、市民の健康スポーツ増進のため事業等の財源とすることを基本とする。受講者数の増減等へのリスク対応は事業者の責任において行う。